



2023年 2月 1日
第125号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申 15号 第1回団体交渉報告 その3

本人訴えるもハラスメント認めず！ 熱のこもった適正な指導！！

会社：ハラスメントという認識はない。ハラスメント調査となれば本人がハラスメントと言わない限りは調査できない。

組合：ハラスメントに対して本人が発言している。精神的苦痛を受けていると区長に話している。

会社：乗務復帰に向けての熱のこもった適正な指導の範囲だったというところだ。追い詰めることが本意ではない。一緒に乗務復帰を目指してやっていると聞いている。仮に本人が訴えたとしても会社もそれに基づいて議論して判定しましょうとはならない。

区長の矢継ぎ早な質問・声・足音・咳払い・笑い声については聞くだけで胃が痛くなる。精神的苦痛を受けていると区長に話している。

ハラスメントは受け手ではないか？

運転士

〇〇（下の名前呼び捨て）に何を求めていると思う？

（他の乗務員にも）〇〇ちゃん！

自分のせいで胃が痛くなったとは思っていない。

組合：正式な区長との面談で「〇〇（下の名前）」と呼び捨てにしているのがおかしい。調べたらこういう呼び方をしているところがハラスメントの温床になっている。

会社：そこは一概には言えない。現場長の思いからすればやはり復帰してほしいという思いを込めての言葉。お互いに受け入れた中でやっているのであれば違おうだろうし。

JRの常識は世間の非常識！

ハラスメントは上司の親心！上司が社員を呼び捨て・ちゃん付OK！